	法定	自主
2	0	

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 11日

相模原市長 殿

提出者

神奈川県横浜市都筑区池辺町4615 住 所

株式会社ライクス 神奈川導管事業所 氏 名

所長 木戸滋

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 045-932-0051

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理 に関する計画を作成したので、提出します。

自主管理事業登録番号 事 業 場 の 名 称 株式会社ライクス 神奈川導管事業所 (2247) 045-932-0051 TEL(連絡先): 事業場の所在地 神奈川県横浜市都筑区池辺町4615 計 画 期 間 令和7年4月1日~令和8年3月31日(1年間) 当該事業場に関する事項 ① 事業の種 類 D一建設業 (具体的には) ガスエ事 ② 事業の規 模 製造業 製造品出荷額 百万円 建設業 エリア内元請完成工事高 2,018 百万円 ※ 前年度実績を 医療機関 病床数 床 記入、医療機関は 前年度末時点の病 その他の業種 売上高 百万円 床数を記入。 (上記項目に該当しない場合にはこちらに記載をしてください。) ③ 従業員数 24 ④ 産業廃棄 物の一連 の処理の 工程 別紙参照 ※ 産業廃棄物の 種類ごとに記入

産	業廃棄物の処理	に係る管理体制に関する事項		
	(管理体制図)			
	別紙参照			
産	- 業廃棄物の排出	の抑制に関する事項		
		【前年度(令和6年度)実績】		
			3 種類	* 種類ごとの前年度排出
		① 排出量	1,311.6 t	量は、別紙のとおり。
		 (これまでに実施した取組)		
		(2,100, 2,12)		
	① 現状			
		少副掘削工法による廃棄物の排出削減 非開削工法による廃棄物の排出削減		
		非用削工法による廃棄物の排口削減 		
		【(令和7年度)目標】		
		産業廃棄物の種類数	3 種類	* 種類ごとの本年度排出
		① 排出量	1,179.3 t	目標量は、別紙のとおり。
		(今後実施する予定の取組)		
	② 計画			
		 少副掘削工法による廃棄物の排出削減		
		非開削工法による廃棄物の排出削減		
		上記取り組みにより、10%の削減を目標とす	⁻ る。	
产:	<u> </u> 業廃棄物の分別	 		
庄	未光未物♥別別問	 (分別している産業廃棄物の種類及び分別		
		W. W. C.	-101 / W:10(121/	
	① 現状	再生処理を念頭においた分別を徹底する。		
	一 玩八	分別しやすい工程にする。	· -₩¬L ++ +	
		分別効果を含めた研修等により、従業員の 	思誠 改車を凶る。	
		 (今後分別する予定の産業廃棄物の種類及	び分別に関する取組)	
		 (目標)		
	② 計画	上記分別処理の維持		
		(取組)		
		マニフェスト伝票による管理		

(第3面)

自	ら行 う 産業廃棄	物の再生利用に関する事項			
		【前年度(令和6年度)実績】			
		②+⑧ 自ら再生利用を行った産業 廃棄物の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら 再生利用量は、別紙のと おり。
	① 現状	(これまでに実施した取組)			
	3000	再生アスコン、再生砕石を使用 再生利用品を使用することに工事発注者 再生処理を中心とした産業廃棄物処理業	fへの理解を求めてい 集者を選定し、委託契	く。 約を締結す	る。
		【(令和7年度)目標】			
		②+8 自ら再生利用を行う産業廃 棄物の量		t	* 種類ごとの本年度自ら 再生利用量は、別紙のと おり。
		(今後実施する予定の取組)	_		03 7 0
	② 計画	(目標) 再生アスコン、再生砕石の使用促進 (取組) 小掘削での使用			
自;	<u>っ行う産業廃棄</u>	物の中間処理に関する事項			
		【前年度(令和 6 年度)実績】			
		⑤ 自ら熱回収を行った産業廃棄物 の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら 熱回収を行った量は、別 紙のとおり。
		⑦ 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら 中間処理により減量した 量は、別紙のとおり。
	① 現状	(これまでに実施した取組)			
		該当なし			
		【(令和7年度)目標】			
		⑤ 自ら熱回収を行う産業廃棄物の 量		t	* 種類ごとの本年度自ら 熱回収を行う量は、別紙 のとおり。
		⑦ 自ら中間処理により減量する産 業廃棄物の量		t	* 種類ごとの本年度自ら 中間処理により減量する 量は、別紙のとおり。
	② 計画	(今後実施する予定の取組)			
		該当なし			

自	っ行う産業廃棄物	勿の	埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
		【前	年度(令和 6 年度)実績】				
			+ ⑨ 自ら埋立処分又は海洋投 処分を行った産業廃棄物の量	0		t	* 種類ごとの前年度自ら 埋立処分又は海洋投入処 分を行った量は、別紙のと おり。
		(こ	れまでに実施した取組)				
① 現	① 現状	該計	当なし				
		r (-	◇和った床)□挿 【				
		1 (-	令和 7 年度)目標 】				 * 種類ごとの本年度自ら
			+ ⑨ 自ら埋立処分又は海洋投 処分を行う産業廃棄物の量			t	単立処分又は海洋投入処分を行う量は、別紙のとおり。
		(今	後実施する予定の取組)				
	2 計画						
		該	当なし				
产单		_ !の₹	豪託に関する事項				
1 1			年度(令和6年度)実績】				
			全処理委託量		1,311.6	t	
			① 優良認定処理業者への処 理委託量	0		t	
			② 再生利用業者への処理委託量		1,311.6	t	* 種類ごとの前年度処 理委託量は、別紙のと おり。
	① 現状		③ 認定熱回収業者への処理 委託量	0		t	
	© 333 7		④ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0		t	
		(.	れまでに実施した取組)				
		()					

(第5面)

			(お)	Щ/	
		[(令和 7 年度)目標】		
		10	全処理委託量	1,179.3 t	
			① 優良認定処理業者への処 理委託量	t	
			② 再生利用業者への処理委 託量	1,179.3 t	* 種類ごとの本年度処 理委託量は、別紙のと おり。
② 計画	② 計画		③ 認定熱回収業者への処理 委託量	t	
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	t	
		(₹	う後実施する予定の取組)		
*	事務処理欄				
1		ı			

備考

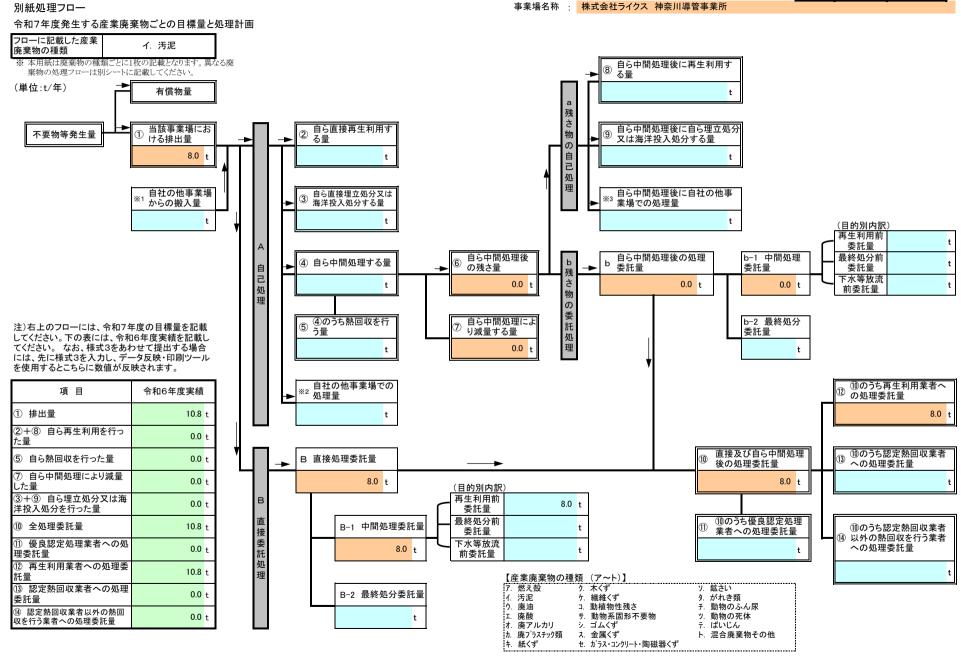
1 この様式は、前年度(令和6年度)の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成し、提出してく ださい。

また、前年度(令和6年度)の産業廃棄物の発生量が1,000トン未満の事業場にあっては、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市が推進する廃棄物自主管理事業へ参加するにあたり、事業場ごとに1枚作成し、提出してください。

- 2 当該年度(令和7年度)の6月30日までに提出してください。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入してください。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類(中分類)の区分を記入してください。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入してください。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入してください。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入してください。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入してください。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入してください。
- 7 第5面の※欄には、何も記入しないでください。

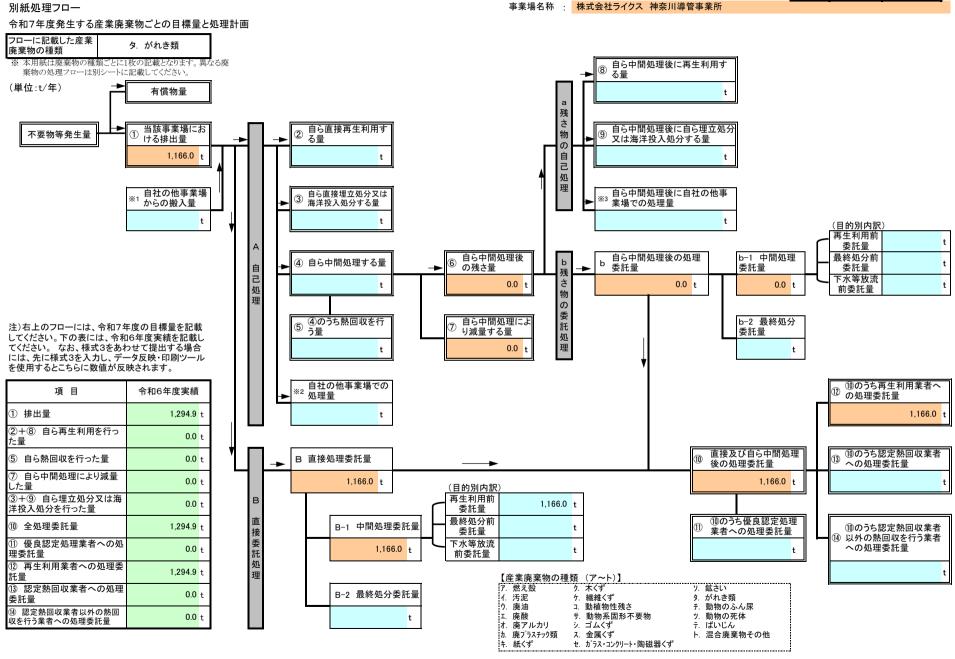
自主 2-2

別紙処理フロー



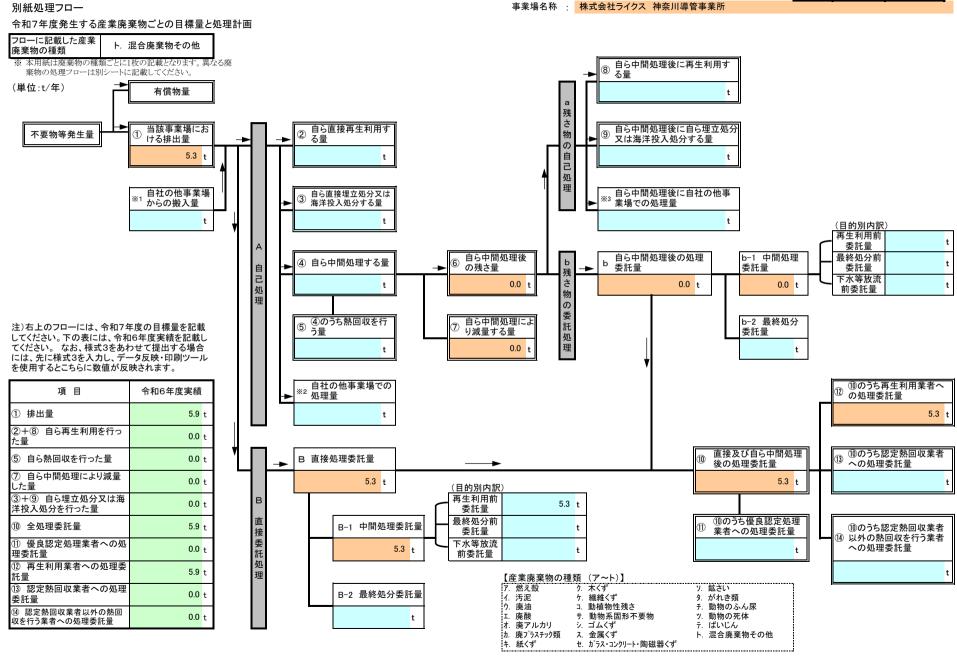
自主 2-2

別紙処理フロー



自主 2-2

別紙処理フロー



別紙一括表

事業場名称: 株式会社ライクス 神奈川導管事業所

2-1 法定 自主

(単位:トン)

サ 廃アルカ 廃 動物系 動物の 動物の 混合廃棄物 カ・ラス・コンクリー 燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず 鉱さい がれき類 ばいじん 合計 残さ 死体 その他 ① 排出量 5.9 10.8 1.294.9 1.311.6 令 ②+⑧ 自ら再生利用を行った量 0 0 0 和 ⑤ 自ら熱回収を行った量 0 0 0 0 6 ⑦ 自ら中間処理により減量した量 0 0 0 0 年 ③+9 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量 0 0 0 0 度 10 全処理委託量 10.8 1.294.9 5.9 1,311.6 実 ① 優良認定処理業者への処理委託量 0 0 0 0 績 ② 再生利用業者への処理委託量 10.8 1,294.9 5.9 1,311.6 ③ 認定熱回収業者への処理委託量 0 0 0 0 (4) 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 0 0 0 0 ① 当該事業場における排出量 8.0 1.166.0 5.3 1.179.3 ※1 自社の他事業場からの搬入量 ② 自ら直接再生利用する量 ③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分する量 ④ 自ら中間処理する量 ⑤ ④のうち熱回収を行う量 ※2 自社の他事業場での処理量 ⑥ 自ら中間処理後の残さ量 ⑦ 自ら中間処理により減量する量 自 a <u>8</u> 自ら中間処理後に再生利用する量 己 さ 9 自ら中間処理後に自ら埋立処分又は海洋投入処分 処処 自ら中間処理後の処理委託量 b-1 中間処理委託量 再生利用前委託量 最終処分前委託量 下水等放流前委託量 b-2 最終処分委託量 B 直接処理委託量 8.0 1,166.0 5.3 1,179.3 В B-1 中間処理委託量 8.0 5.3 1,179.3 1,166.0 直 接 再生利用前委託量 8.0 1.166.0 5.3 1,179.3 委 最終処分前委託量 託 処 下水等放流前委託量 理 B-2 最終処分委託量 ① 直接及び自ら中間処理後の処理委託量 8.0 1.166.0 5.3 1,179.3 ① のうち優良認定処理業者への処理委託量 ② ⑩のうち再生利用業者への処理委託量 8.0 1,166.0 5.3 1,179.3 (3) ⑩のうち認定熱回収業者への処理委託量 ⑩のうち認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処

環境管理体制組織図

制定日:2005年12月9日 改定日:2025年1月1日

環境統括管理責任者

環境統括管理責任者 品質環境管理責任者 環境副統括管理責任者

取締役兼常務執行役員

 業務統括
 業務副統括
 業務統括補佐
 業務統括補佐

 監査・ISO推進室
 総務部
 業務推進G
 監査・ISO推進室

O推進室	総務部	業務推進G	監査・ISO推進室	
		環境管理	責任者	環境推進者
—————————————————————————————————————	章	業務推進G GM		環境推進者 担当者
		首都圏開発営業の 所長	1	環境推進者 担当者
		神奈川開発営業の 所長	1	環境推進者 担当者
		······		新川 環境推進者 担当者
		<mark>南東部導管事業所</mark> 所長	<u>т</u>	亀戸 環境推進者
		西部導管事業所		担当者 環境推進者
		所長 北部導管事業所		担当者 環境推進者
		所長 神奈川導管事業所	<u></u>	担当者 環境推進者
		所長 公共工事事業所		担当者環境推進者
		所長		担当者
保	安事業本部	緊急保安事業所 所長		環境推進者 担当者
		西部営業所 所長		環境推進者 担当者
		<mark>中北営業所</mark> 所長		環境推進者 担当者
U	ビング事業本部	業務管理グルーフ GM	8	環境推進者 担当者
		集合営業G GM		環境推進者 担当者
		住設営業G GM		環境推進者 担当者
		<mark>足立営業所</mark> 所長		環境推進者 担当者
		千葉営業所 所長		
		<mark>茨城営業所</mark> 所長		
		<mark>関西営業所</mark> 所長		
		田無営業所		環境推進者 担当者
1	ı			

1	1	
	ときわ台営業所	環境推進者
	所長	担当者
	総合設備営業所	環境推進者
	所長	担当者
	ストック営業所	環境推進者
	所長	担当者
	建築設備営業所	環境推進者
	所長	担当者
	集合TES営業所	環境推進者
	所長	担当者
	神奈川営業所	環境推進者
	所長	担当者
	城東営業所	環境推進者
	所長	担当者
	城西営業所	環境推進者
	所長	担当者
	設計積算部	環境推進者
設計施工本部	部長	担当者
		<u>: </u>
本社	芝ビル3•5•7•8階管理部門	環境推進者
77.12	部長	担当者
	安全衛生品質管理部	環境推進者
	GM	担当者
	**************************************	***************************************

この組織図は、廃棄物処理法及び自治体条例並びに省エネ法の基本方針に基づく管理体制を構築し、事業活動における環境全般に関する管理責任を定める。

環境統括管理責任者は、全事業所の廃棄物管理及び事業活動における環境管理を統括する。

環境副統括管理責任者は、環境統括管理責任者を補佐する。

業務統括、同補佐は環境統括管理責任者及び環境副統括管理責任者を補佐し、各事業所・営業所・部を指導する。 また、廃棄物業務及び事業活動における環境管理業務全般を監視し、必要に応じて環境統括管理責任者に報告する。

各事業所・営業所・部は、それぞれ環境管理責任者及び環境推進者を定める。

環境管理責任者・推進者の選定:

- 1) 環境管理責任者は、廃棄物及び事業活動における環境に関する十分な知識を有する者の中から環境統括管理責任者が任命する。
- 2) 環境推進者は、環境管理責任者が任命する。

環境管理責任者の責務:

- 1) 廃棄物及び事業活動における環境に関するすべての責任・権限を有する。
- 2) 廃棄物及び事業活動における環境に関する十分な知識を有し、適正な処理及び事業活動における環境を指導し管理する。
- 3) 廃棄物の排出状況の把握及び廃棄物置場を含む事務所内を巡回し、整備等の改善を指導し管理する。
- 4) 事業活動における環境側面を適切に管理し指導する。

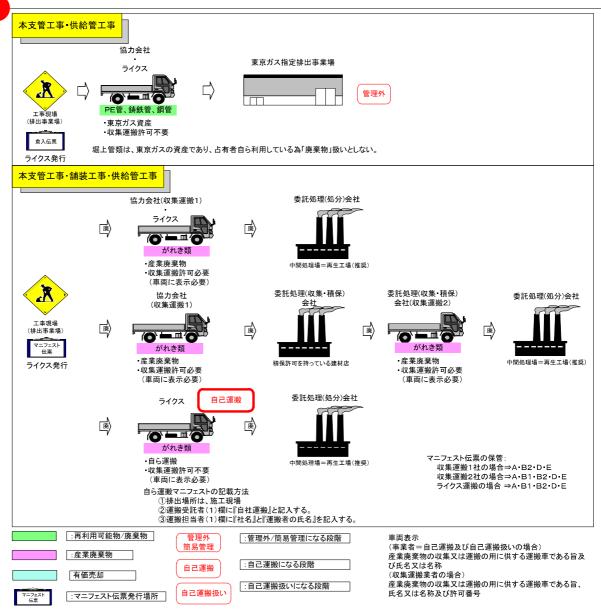
環境推進者の責務:

- 1) 各組織の廃棄物処理業務及び事業活動における環境管理業務について環境管理責任者を補佐する。
- 2) 環境推進者研修に参加し、各所員または必要に応じて協力会社員へ周知する。

(注)	部 門	左記の前・所は、建産単位で監視・測定 9 る廃業物及の事務所環境主般の負任と権限を有する。
		事業系一般廃棄物のみ管理する。

製品別産業廃棄物処理フロー

本支管ガス工事・舗装工事(製品No. I)・供給管ガス工事(製品No. I)



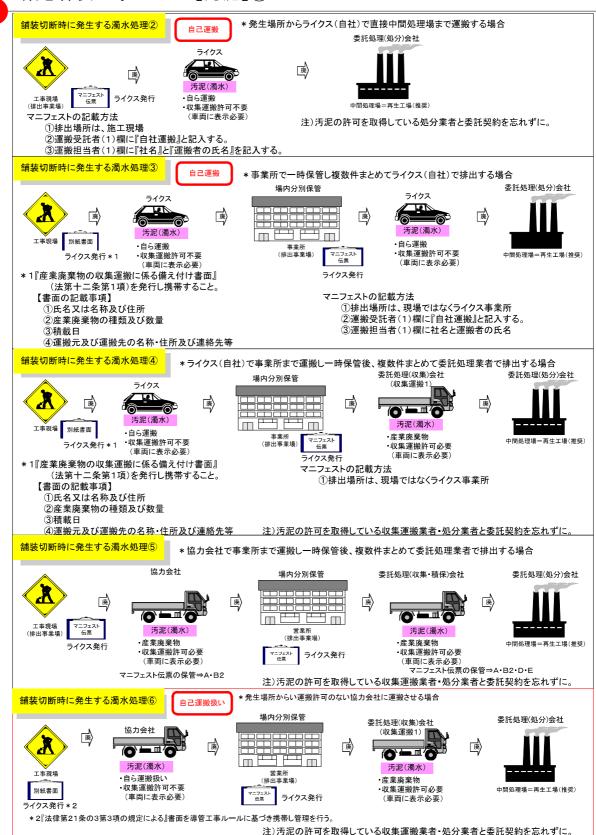
※ や無負えず、再委託を承認しなければならない場合は再委託基準を順守すること。(環境法規制一覧表P1/16参照)

本支管ガス工事・舗装工事(製品No. I)・供給管ガス工事(製品No. I) 緊急保安工事 【汚泥】①

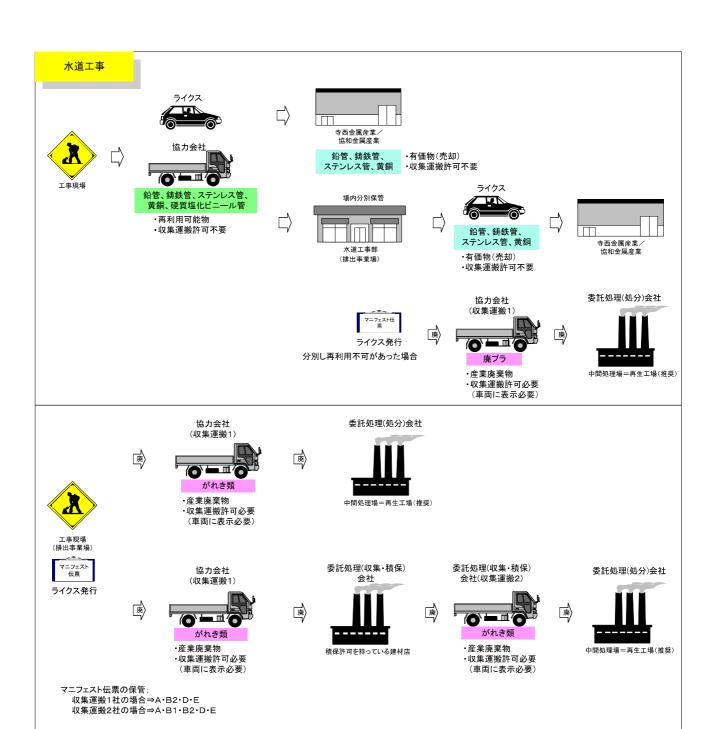


2016.7.1記載:乾式カッター使用時発生の切粉も「汚泥」として上記ルールを適用する。

本支管ガス工事・舗装工事(製品No. I)・供給管ガス工事(製品No. II) 緊急保安工事 【汚泥】②



2016.7.1記載:乾式カッター使用時発生の切粉も「汚泥」として上記ルールを適用する。



3 法定 自主

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月 11日

相模原市長 殿

提出者

住 所 神奈川県横浜市都筑区池辺町4615

氏 名 株式会社ライクス 神奈川導管事業所

所長 木戸滋

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 045-932-0051

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

東業坦の夕新	株式会社ライクス 神奈川導管事業所	自主管	曾理事業登録番号
尹未场の石が	体式云位 プイグス 仲宗川等官争采加	(2247)
事業場の所在地	TEL 神奈川県横浜市都筑区池辺町4615	(連絡先):	045-932-0051

当該事業場に関する事項

① 事業の種類	D-建設業	(具体的には)	ガス工事	
② 事業の規模	製造業	製造品出荷額		百万円/年
	建設業	エリア内元請完成工事高	2,018	百万円/年
※ 前年度実績を 記入、医療機関は	医療機関	病床数		床
前年度末時点の病 床数を記入。	その他の業種	売上高		百万円/年

(上記項目に該当しない場合にはこちらに記載をしてください。)

③ 従業員数 24

産業廃棄物処理計 画における計画期間

令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日(1 年間)

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,310.4 t	全処理委託量	1,310.4 t
自ら再生利用を行う産業廃 棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処 理委託量	0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄 物の量	0 t	再生利用業者への処理委 託量	1,310.4 t
自ら中間処理により減量す る産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理 委託量	0 t
自ら埋立処分又は海洋投入 処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理	0 t

※ 事務処理欄

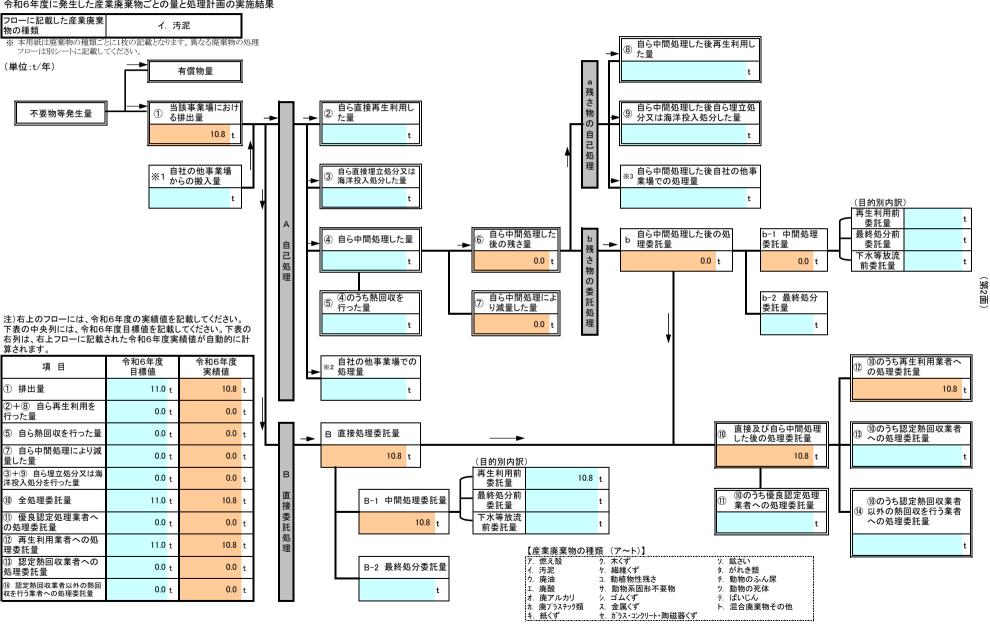
備考

- 1 当該年度(令和7年度)の6月30日までに提出してください。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入してください。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類(中分類)の区分を記入してください。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高 (前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるよう な前年度の実績を記入してください。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、前年度(令和6年度)提出の産業廃棄物処理計画に記載した目標量を記入してください。
- 4 第2面(様式3-2)には、前年度(令和6年度)の産業廃棄物処理実績に関して①~⑭の欄のそれぞれに、(1) から(14)に掲げる量を記入してください。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄(1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄(4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄(6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10 ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11 ①欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12 ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13 ③欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1 項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14 ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面(様式3-2)の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入してください。
- 6 第1面の※欄には、何も記入しないでください。

法定 自主 3-2

別紙処理フロー

令和6年度に発生した産業廃棄物ごとの量と処理計画の実施結果

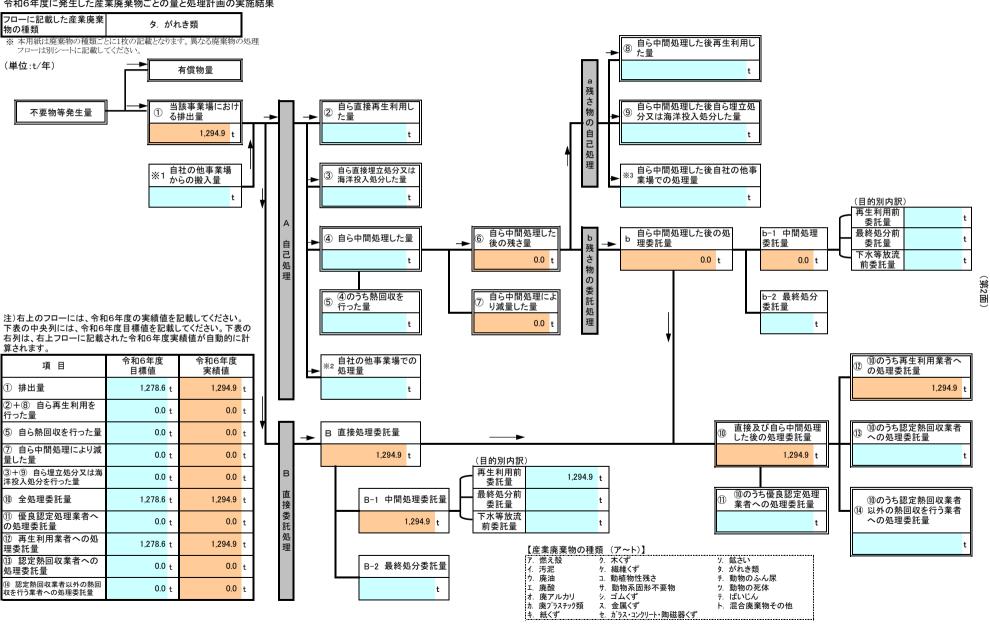


事業場名称: 株式会社ライクス 神奈川導管事業所

法定 自主 3-2

別紙処理フロー

令和6年度に発生した産業廃棄物ごとの量と処理計画の実施結果

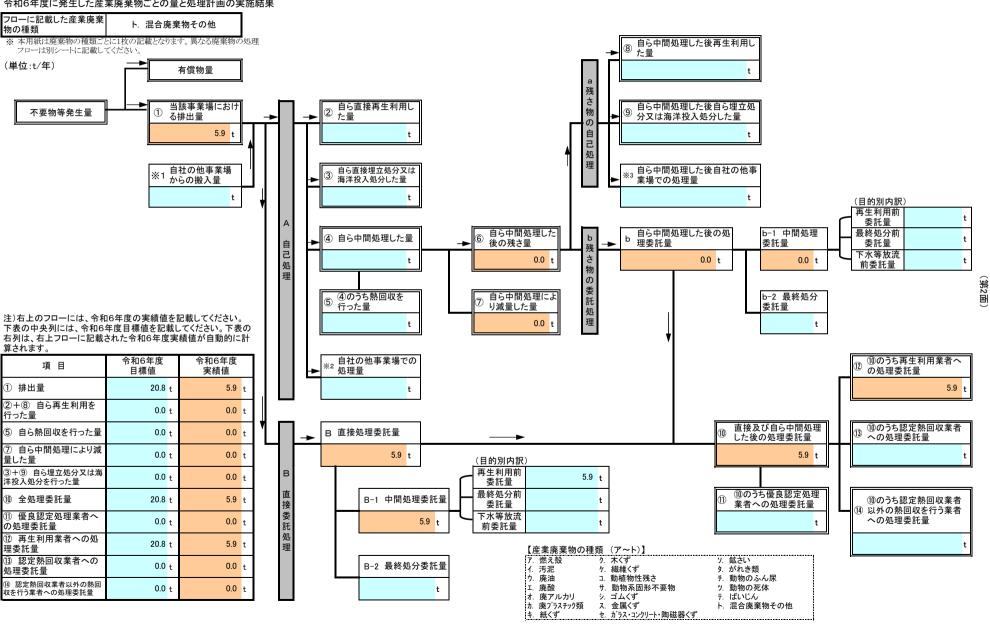


事業場名称: 株式会社ライクス 神奈川導管事業所

法定 自主 3-2

別紙処理フロー

令和6年度に発生した産業廃棄物ごとの量と処理計画の実施結果



事業場名称: 株式会社ライクス 神奈川導管事業所

事業場名称·株式会社ライクス 袖奈川道管事業所

									0 1	3-1														
別組	一括	長	1	ア	7	ъ	Т	T #	т	+	7	事業場名称:	株式会社	ライクス 神 ++	奈川導管	事業所	ャ	`1	g g		**/	T =	١.	(単位:トン)
							廃酸	廃アルカ	<u>カ</u> 廃	,		繊維くず	動植物性	虭物糸	ゴムくず		ガラス・コンクリー			動物の	動物の	ばいじん	混合廃業	A =1
Ь.				燃え殻	汚泥	廃油	兇酸	IJ	プラスチック	紙くず	木くず	概能くり	残さ	固形不要	17(8	金属くず	ト・陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ふん尿	死体	はいしん	物	合計
1 1	① 排				11.0														1,278.6				20.8	1,310.4
			ら再生利用を行う量		0														0				0	0
1 ' 1			回収を行う量		0														0				0	0
			間処理により減量する量		0														0				0	0
			ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量		0														0				0	0
度	⑪ 全	処理	委託量		11.0														1,278.6				20.8	1,310.4
1 . F			定処理業者への処理委託量		0														0				0	0
1			用業者への処理委託量		11.0														1,278.6				20.8	1,310.4
			回収業者への処理委託量		0														0				0	0
	_		回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0														0				0	0
	① 当	該事	業場における排出量		10.8														1,294.9				5.9	1,311.6
			他事業場からの搬入量																					1
			ら直接再生利用した量																					
	_		ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量																					1
	4	,	ら中間処理した量									<u> </u>							<u> </u>					<u> </u>
		⑤	④のうち熱回収を行った量																					
	*	2 自	社の他事業場での処理量																					l
	6	自	ら中間処理した後の残さ量																					
	7	自	ら中間処理により減量した量																					1
	8	8	自ら中間処理した後再生利用した量																					l
	A 残	ŧ	ア マテリアル																					1
	自物		イ ケミカル																					1
	加しの)	ウ 燃料化																					ĺ
	理		エ その他																					l
	処	9	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処 公した量																					
令	理	₩3	: 自ら中間処理した後自社の他事業場での処理量																					i
和	b	自	ら中間処理した後の処理委託量																					
6		b-	1 中間処理委託量																					
年			再生利用前委託量																					
度			最終処分前委託量																					ĺ
実			下水等放流前委託量																					ĺ
績		b-	2 最終処分委託量																					
···	вВ		接処理委託量		10.8														1,294.9				5.9	1,311.6
	直	_	-1 中間処理委託量		10.8														1,294.9				5.9	1,311.6
	接		再生利用前委託量		10.8														1,294.9				5.9	1,311.6
	委 託		最終処分前委託量		70.0														.,_55				0.0	.,511.0
	処		下水等放流前委託量																					
	理	B-	-2 最終処分委託量																					
	10) 直		び自ら中間処理した後の処理委託量		10.8														1.294.9				5.9	1.311.6
	11		のうち優良認定処理業者への処理委託量		70.0			†											.,_01.0				0.0	.,511.0
	(12)		のうち再生利用業者への処理委託量	i	10.8														1,294.9				5.9	1,311.6
			マテリアル		70.0														.,201.0				0.0	.,511.0
		_	ケミカル																					ĺ
			燃料化																					1
			その他																					1
	(13)		のうち認定熱回収業者への処理委託量																					<u> </u>
	(14)	(10)0	りつ5認定 熟回収業者以外の 熟回収を 行つ業者への					1														1		
ш	U4)	処 担	里委託量				1	1				1			1				1	l				